

奈良市公報

第46号

令和3年3月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
2 16	74	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
2 16	75	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
2 16	76	個人市民税の申告期限の延長	市民税課
2 18	77	放置自転車等の保管	環境政策課
2 22	78	放置自転車等の保管	環境政策課
2 22	79	奈良市議会定例会の招集	総合政策課
2 24	80	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
2 24	81	農用地利用集積計画の決定	農政課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
2 26	5	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	経営企画課

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
2 18	4	定例教育委員会の開催	教育政策課

選 挙 管 理 委 員 会

月 日	番号	件 名
2 16	2	奈良市公報号外第12号に掲載
2 16	3	奈良市公報号外第12号に掲載
2 16	4	奈良市公報号外第12号に掲載

正 誤

正誤表

告 示

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年2月16日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和元年7月19日 奈良市指令整開 第19A-7号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和3年2月16日 第1755号

公共施設 令和3年2月16日 第866号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市西大寺栄町2308番4及び2313番5

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号

近鉄不動産株式会社 代表取締役 倉橋 孝壽

5 公共施設の種類、位置及び区域

防火水槽

奈良市西大寺栄町2308番4の一部

調整池

奈良市西大寺栄町2308番4の一部

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年2月16日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年7月14日 奈良市指令整開 第20A-9号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和3年2月16日 第1756号

公共施設 令和3年2月16日 第867号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町1763番、1764番2の一部及び1775番1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市押熊町180番地

株式会社 ソニック 代表取締役 小林 訓子

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路

奈良市中山町1763番の一部、1764番2の一部及び1775番1の一部

下水道

奈良市中山町1763番の一部、1764番2の一部及び1775番1の一部

奈良市告示第76号

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第7条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限のうち、令和3年度分の個人市民税の申告期限について、その期限を令和3年4月15日まで延長するため、同条第2項の規定に基づき公示します。

令和3年2月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第 77 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年2月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年2月18日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年2月22日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年2月22日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 79 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第7項の規定により、令和3年3月2日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集する。

令和3年2月22日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第 80 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年2月24日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和3年1月14日 奈良市指令整開 第20A-30号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和3年2月24日 第1757号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町2329番26の一部、2329番27、2329番31、2343番1、2346番1の一部、2346番2の一部、2346番3、2346番8及び2796番2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市押熊町176番地

西村 廣彦

奈良市告示第 8 / 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和3年2月24日

奈良市長 仲川 元 庸

公營企業

奈良市企業局告示第5号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年2月26日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 住宅ホームサービス	代表取締役 辻田敏伸	大阪府堺市堺区一条通11-25 ライズOTMビル401	令和3年2月17日

教育委員会

奈良市教育委員会告示第4号

令和3年2月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和3年2月18日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和3年2月24日（水）
午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

- (1) 令和3年度予算要求額について
- (2) 令和2年度3月補正予算要求額について
- (3) 令和2年度奈良市立幼稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会祝辞について
- (4) 市立幼稚園の再編実施方針について
- (5) 奈良市指定文化財の指定について

議事

議案第42号 令和3年度奈良市立学校の教材使用の承認について

議案第43号 奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について

協議事項

- (1) 「奈良市の目指す教育について～次期奈良市教育振興基本計画（案）について～」
- (2) 「（仮称）一条高等学校附属中学校の設置について①～附属中学校設置に伴う一条高等学校の学科再編について～」
- (3) 「（仮称）一条高等学校附属中学校の設置について②～入学者選抜方法について～」

その他報告事項

- (1) 学校における携帯電話の取扱い等に関するガイドラインの策定について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

正 誤

正 誤

令和2年4月16日付け奈良市公報第24号

ページ	誤	正
3	奈良市公報号外第15号に掲載	令和3年奈良市公報号外第1号に掲載

令和2年5月1日付け奈良市公報第25号

ページ	誤	正
2・3	奈良市公報号外第16号に掲載	令和3年奈良市公報号外第2号に掲載

令和2年5月18日付け奈良市公報第26号

ページ	誤	正
1・2	奈良市公報号外第16号に掲載	令和3年奈良市公報号外第2号に掲載

令和2年6月1日付け奈良市公報第27号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第17号に掲載	令和3年奈良市公報号外第3号に掲載

令和2年6月16日付け奈良市公報第28号

ページ	誤	正
1・2	奈良市公報号外第17号に掲載	令和3年奈良市公報号外第3号に掲載

令和2年7月1日付け奈良市公報第29号

ページ	誤	正
2	奈良市公報号外第18号に掲載	令和3年奈良市公報号外第4号に掲載

令和2年7月16日付け奈良市公報第30号

ページ	誤	正
2	奈良市公報号外第18号に掲載	令和3年奈良市公報号外第4号に掲載

令和2年9月1日付け奈良市公報第33号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第23号に掲載	令和3年奈良市公報号外第6号に掲載

令和2年10月16日付け奈良市公報第36号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第24号に掲載	令和3年奈良市公報号外第7号に掲載

令和2年11月2日付け奈良市公報第37号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第25号に掲載	令和3年奈良市公報号外第8号に掲載

令和2年11月16日付け奈良市公報第38号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第25号に掲載	令和3年奈良市公報号外第8号に掲載

令和2年12月16日付け奈良市公報第40号

ページ	誤	正
1・2	奈良市公報号外第26号に掲載	令和3年奈良市公報号外第9号に掲載

令和3年1月4日付け奈良市公報第41号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第27号に掲載	令和3年奈良市公報号外第10号に掲載